

## 浜松市旧佐久間地域自治区におけるコミュニティ備品の貸出しに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市天竜区旧佐久間地域自治区内において、浜松市長（以下「市長」という。）が所管するコミュニティ備品（以下「備品」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象備品)

第2条 市長が所管し、貸し出すことができる備品とは、別表のとおりとする。

### (備品の貸出し)

第3条 市長は、次に掲げる者に対して、備品を貸し出すことができる。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 地区自治会又はこれに準ずる団体
- (4) その他市長が特に必要と認めた団体

2 備品の貸出しの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項について文書等により市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地に並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 借用物の名称並びに数量
- (4) 借用目的
- (5) 借用期間

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し適当と認めたときは貸出しを許可し、その旨を申請者に通知する。

4 備品の貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

5 備品の貸出しは、原則として無償とする。

### (借用権の譲渡禁止)

第4条 借受者は、借用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

### (貸出し許可の取消し等)

第5条 申請者が次の各号の一に該当する場合は、備品の貸出しの許可を取消し、又は停止をすることができる。

- (1) 貸出し許可条件に違反したとき。
- (2) 貸出しに関して職員の指示に従わないとき。
- (3) その他市長が適当でないとして認めたとき。

(現状回復の義務)

第6条 借受者は、備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 別表

	名 称	備 考	
1	テント		
2	16ミリ映写機		
3	紅白幕関係	紅白幕 紅白幕用ポール つりひも	
4	音響機器関係	キャリングアンプ 2ウェイスピーカー スピーカースタンド コンビネーションスピーカー スピーカーコード・2ウェイ スピーカーコード・コンビ モニタースピーカー ワイヤレスマイク・ボーカル ワイヤレスマイク・ツーピース ダイナミックマイクロホン マイクスタンド マイク用延長コード	
5	ライト関係	スポットライト フットライト	
6	パネル関係	穴あきパネル パネル用脚 パネル用フック	